

(施工の通報) 第7条 フローリングを施工する者は、工事施工前日までに、上階、下階及び隣接の住戸並びに管理組合に対して工事着工について通報するものとする。また、下階に対しては「フローリング施工許可申請書」(様式第9)(写)及び「誓約書」(様式第10)(写)を手渡して了解を得るものとする。

(施工中の点検) 第8条 フローリングを施工する者は、工事中において、管理組合の指名する者に立ち合わせ、施工方法と施工図面(特に別表第1により断面が判別できる状態)を確認させるものとする。

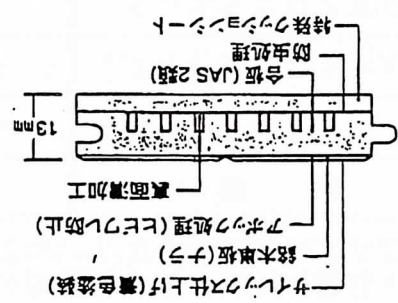
(施工後のトラブル) 第9条 区分所有者が管理組合の承認又は指導に基づき施工したにもかかわらず、騒音等のトラブルが発生した場合は、原則として、上下階各戸居住者間で解決するものとし、管理組合はこれの解決のため調査・調停等を行うことができるものとする。

(改善事項) 第10条 管理組合は、新しくより良い製品が開発された場合は、第3条の使用製品の基準を変更することができる。

(付則) 第11条 この細則は、管理組合が発足しその理事会が機能するまでの間は、管理委託会社が代行し、初回理事会時引継ぐものとする。

別表第1

断面図



単位 : mm

別表第2

遮音等級	遮音等級に対応する集合住宅の生活状態	
	椅子・物の落下音など	集合住宅の生活状態
L ₁ -40	ほとんど聞えない	気がねなく生活できる
L ₁ -45	サソガ音は聞える	少し気をつける
L ₁ -50	ナイフなどは聞える	やや注意して生活する
L ₁ -55	スリッパでも聞える	注意すれば問題はない
L ₁ -60	はしを落とす聞える	お互いに我慢できる限度
L ₁ -65	10円玉で聞える	子供がいると下階から文句が出る
L ₁ -70	1円玉でも聞える	自宅に子供がいても上階が気になる
L ₁ -75	大変うるさい	注意しても下階から文句がくる
L ₁ -80	うるさくて我慢できない	忍者の生活が必要

L₁ (軽量遮音音) : JISに定められた床遮音音レベル測定用の標準遮音室として使用されるもので、クッションフロアと呼ばれる軽量遮音室は、ハイトールの歩行や食器の落下など比較的低く、低い遮音を代表し、床の表面は特殊の遮音効果を持つに達している。